

・令和2年2月12日 接続料の算定等に関する研究会(第30回)  
資料30-1のうち、方針整理部分の抜粋・一部更新

# 指定電気通信設備を用いた「接続」と「卸役務」の 代替性検証に関する方針整理について

令和2年4月

総務省  
料金サービス課

# 「接続」と「卸役務」の代替性検証に関する方針整理①

## 1. 代替性検証の進め方

- 指定電気通信設備を用いた卸役務のうち、「光サービス卸」と「モバイル音声卸」については、接続との代替性を評価し、その結果に応じた卸役務自体への措置を検討する。
- 一方、「フレキシブルファイバ」は、構成員及び事業者から既設設備区間について接続により提供可能ではないかとの指摘がなされている等、制度的な整理について問題提起がなされているところであり、代替性を評価する前に、まずは、制度的な位置づけを明確にすることが必要。

具体的には、令和3年度接続料改定に際し、NTT東西からフレキシブルファイバに係る接続料規則第3条に基づく許可申請が行われた場合には、真に卸役務で行うべき部分に限って許可を行うなど、接続として取り扱う範囲を明確にすることが適当であり、設備投資促進の観点も踏まえながら、さらに研究会において検討を深めていくべき。

## 2. 代替性の定義及び評価基準

- 指定設備を用いた卸役務について、指定設備利用の代替手段として接続が利用可能な程度を代替性と捉え、以下の観点から評価。
  - ① 指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件で接続が利用可能か。
  - ② 関連する接続機能により、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務がエンドユーザーに提供可能か。
  - ③ 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。
  - ④ その他に接続による代替を実質的に困難にしている事由がないか。

## 3. 代替性評価基準への当てはめ

### (1) 光サービス卸

代替性評価基準	基準への当てはめ
① 指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件で接続が利用可能か。	① 卸役務については、NGN及びアクセス部分をユーザ単位で利用している。一方で、接続では、NGNの接続料は設定されているものの利用されていない。また、アクセス部分については、接続料は設備単位(8收容可能な芯線単位)で設定がなされ、ユーザ単位での設定はないことから、 <u>同様の設備利用形態、利用条件で指定設備を利用できない。</u>
② 関連する接続機能により、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務がエンドユーザに提供可能か。	② 関連する接続機能として、 <u>アクセス部分のみを設備単位で利用する機能(光信号主端末回線伝送機能等)が存在し、NGNに相当するコアネットワークを自社で用意した一部の事業者においては利用されており、卸役務を用いて提供されているFTTHアクセスサービスと同様の役務をエンドユーザに提供することが可能である。</u>
③ 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。	③ <u>卸料金を二度にわたり値下げしており、その料金設定に当たっては、接続料原価となる指定設備のコストが踏まえられている旨NTT東日本・西日本からの説明があったところであり、関連する接続機能の存在が、部分的ではあるが、適正化に寄与していると認められる。</u>
④ その他に接続による代替を実質的に困難にしている事由がないか。	—

以上から、光サービス卸の代替手段となる接続機能は存在していないため、十分な代替性があるとは認められない。他方で、関連する接続機能や提供料金の状況から、代替性が全くないとまでは評価できない。

ただし、今後、卸役務による提供の拡大や接続機能の影響力の低下、接続事業者からの接続に関する改善提案への対応状況、現時点で考慮されていない接続を困難とする事由等の状況を踏まえ、代替性が認められない状況となることも考えられる。

# 「接続」と「卸役務」の代替性検証に関する方針整理③

## 3. 代替性評価基準への当てはめ（前のページからの続き）

### (2) モバイル音声卸

代替性評価基準	基準への当てはめ
① 指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件で接続が利用可能か。	① 卸役務については、MNOの音声交換機を通じて直接他事業者と接続する形で利用可能である一方、接続では、中継電話事業者の音声交換機を通じた中継電話サービスしか行うことができないことから、 <u>同様の設備利用形態、利用条件で指定設備を利用できない。</u>
② 関連する接続機能により、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務がエンドユーザに提供可能か。	② 関連する接続機能として、二種指定事業者からは、中継電話サービスに利用される機能（音声伝送交換機能）が示されているが、当該機能の利用による音声サービスでは、「専用のアプリを用いる必要がある」、「緊急通報やフリーダイヤルが使えない」といった卸役務を用いてエンドユーザに提供可能な役務と同様の役務を提供することができない。
③ 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。	③ 提供料金について、例えば、NTTドコモでは2011年に <u>音声卸料金を設定して以来変更が行われておらず、その他の二種指定事業者でも同様の状況であり、他方で、音声接続料の低廉化や利用者料金の多様化が進んでいる状況から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価することはできない。</u>
④ その他に接続による代替を実質的に困難にしている事由がないか。	—

以上から、モバイル音声卸の代替手段となる接続機能は存在していないため、十分な代替性があるとは認められない。加えて、関連する接続機能や提供料金の状況からも、現時点では代替性があるとは評価できない。

なお、将来的にモバイル音声卸の代替手段として、接続による音声通話サービスの提供が実現し、有効に機能する場合には、その代替性について改めて評価を行うことが適当。

## 「接続」と「卸役務」の代替性検証に関する方針整理④

### 4. 接続による代替性を高めるために取り得る措置

#### (1) 光サービス卸

- JAIPAから、「現行の光サービス卸と同じ様態で接続が実現すること」の要望及び、「折返し通信等の付随的な通信の取り扱いは、卸扱いにするなど、接続実現のために柔軟に議論可能」との表明があり、それに対してNTT東日本・西日本からは、協議を行い実現可能性について検討する旨回答があったところ。
- 上記の提案も踏まえながら、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための団体協議等を両者で進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じてフォローしながら、接続による代替性を高めていくことが適当。

#### (2) モバイル音声卸

- NTTドコモから、「当社交換機においてプレフィックス番号を自動付与する開発を行うことで、MNOと同等のサービスが実現可能」、「仮にMVNOとの協議において、具体的な要望があれば一部機能(緊急通報等)について提供することも検討する考え」等のモバイル音声卸の接続との代替性を高める取組が表明されたところ。
- 上記の提案も踏まえながら、NTTドコモを含む第二種指定電気通信設備を設置する事業者と、MVNOにおいて具体的な協議を進めるとともに、総務省においては、その協議の状況を注視し、必要に応じてフォローしながら、接続による代替性を高めていくことが適当。



## 接続との代替性検証結果案(概要)

- 接続との代替性評価基準に沿って、卸先事業者から具体的に課題が指摘されている指定設備卸役務の代替性を検証。
- 指定設備卸役務の現状や研究会における議論、ヒアリング等を踏まえ、それぞれの指定設備卸役務を以下の通り整理。
- なお、「光サービス卸」、「モバイル音声卸」について、接続による代替性を高める取組について提案があったところであり、事業者間において実現に向けた協議を行うとともに、総務省においてはその協議の状況を適切にフォローし、接続の代替性を高めていくことが必要。

